

【韓国】子の扶養義務を怠った親等の相続権喪失に係る民法改正

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2024 年 9 月 20 日、相続人が被相続人の直系尊属である場合において、被相続人の扶養義務を怠った者等の相続権を喪失させるための民法改正が行われた。

1 背景と経緯

日本の民法では、相続人又は推定相続人の相続権を喪失させる手段として、「相続欠格」（民法第 891 条）又は「相続廃除」（同法第 892 条及び第 893 条）が定められている。相続欠格は、被相続人を殺害した者、被相続人の遺言書を偽造した者等が該当し、当該行為をした事実により当然に相続権を喪失する。他方、相続廃除は、被相続人を虐待した者、被相続人に重大な侮辱を加えた者等が該当し、被相続人又は遺言執行者が家庭裁判所に相続廃除を請求した後に家庭裁判所の審判を経て確定する。

それに対して韓国の民法では、日本の民法と類似の相続欠格（民法第 1004 条）¹が定められている一方で、相続廃除については特段の規定がなかった。そのため、子の扶養義務を怠った親が死亡した子の遺産を相続することを防ぐ有効な手段がないことが、以前から問題となっていた。特に、女性アイドルグループ「KARA」の元メンバーで、2019 年に他界した故ク・ハラ氏の遺産相続をめぐる争い²が報じられて以降、韓国社会において、相続欠格には該当しないが相続人として不適格な親の相続権を喪失させるための法整備を求める声が高まった³。

これを受けて国会では、被相続人の扶養義務を怠った直系尊属等の相続権を喪失させるための民法一部改正法律案（通称「ク・ハラ法」）が、政府及び議員立法により相次いで提出された。提出された法律案は、従来からの相続欠格事由に被相続人の扶養義務を怠った直系尊属等を追加する案と、新たに「相続権喪失宣告制度」を導入する案とに大きく分かれていたが、国会審議の過程で最終的に後者となり、他の民法一部改正法律案と一本化されて 2024 年 8 月 28 日、国会本会議で可決、同年 9 月 20 日に公布された（法律第 20432 号）⁴。新設された相続権喪失宣告に係る条項（第 1004 条の 2）は、2026 年 1 月 1 日に施行される⁵。

2 民法一部改正法律の概要

今回の民法改正により導入された相続権喪失宣告制度の概要は、次のとおりである。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 10 月 10 日である。

¹ ただし、日本の民法の相続欠格規定に含まれている「被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告発しなかった者」（民法第 891 条第 2 号）は、韓国の民法の相続欠格規定には含まれていない。

² ク・ハラ氏の死後、それまで約 20 年間音信不通であった同氏の母が遺産分割を主張し、その後の相続財産分割審判を経て最終的に同氏の母が同氏の遺産の 40%を相続することとなった。

³ 김성호 「부양의무를 이행하지 않은 상속인의 상속배제에 관한 입법 쟁점」『NARS 현안분석』제 211 호, 2021.10.5, p.1. <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=12&cmsCode=CM0155&categoryId=&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=36407>>

⁴ 「[2203266] 민법 일부개정법률안(대안) (법제사법위원장)」 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D2R4G0H8P2B7P1V2D5H7Y0P3S7B2C4>

⁵ 「민법 (법률 제 20432 호)」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=265307&ancYd=20240920#0000>> 改正法の施行前であっても 2024 年 4 月 25 日以降に相続が開始される場合は適用される（附則第 2 条）。

(1) 遺言による請求

相続人となる者が、被相続人の直系尊属であつて、被相続人に対する扶養義務（未成年者に対する扶養義務に限る。）に重大な違反があつた場合又は被相続人、その配偶者若しくはその直系卑属に対して重大な犯罪行為（相続欠格に該当する場合を除く。）その他甚だしく不当な扱いをした場合は、被相続人は、公正証書による遺言により、相続権喪失の意思を表示することができる。この場合において、遺言執行者は、家庭法院（日本の家庭裁判所に相当）に当該相続人の相続権喪失を請求しなければならない（第 1004 条の 2 第 1 項）。当該遺言により相続権喪失の対象となる相続人は、遺言執行者になることができない（同条第 2 項）。

(2) 共同相続人等による請求

相続権喪失に係る被相続人の遺言がない場合、共同相続人は、被相続人の直系尊属であつて、被相続人に対する扶養義務（未成年者に対する扶養義務に限る。）に重大な違反があつた者又は被相続人に対して重大な犯罪行為（相続欠格に該当する場合を除く。）その他甚だしく不当な扱いをした者が相続人になったことを知った日から 6 か月以内に、家庭法院に当該相続人の相続権喪失を請求することができる（同条第 3 項）。当該請求をすることができる共同相続人がいない場合又は全ての共同相続人が上述の要件に該当する場合は、相続権喪失宣告により新たに相続人の権利を得ることになる者が請求することができる（同条第 4 項）。

(3) 家庭法院による認容又は棄却

家庭法院は、相続権喪失を請求する原因となった事由の経緯及び程度、相続人と被相続人の関係、相続財産の規模及び形成過程並びにそれ以外の事情を総合的に考慮して当該請求を認容し、又は棄却することができる（同条第 5 項）。

(4) 相続権喪失宣告の効果

相続開始後に相続権喪失の宣告が確定した場合は、当該宣告を受けた者は、相続が開始された時に遡って相続権を喪失する⁶。ただし、これにより当該宣告が確定する前に取得した第三者の権利を損なうことはできない（同条第 6 項）。

3 日本の相続廃除との比較

相続廃除では、被相続人が請求する場合、被相続人の遺言により遺言執行者が請求する場合のいずれであっても、被相続人の意思に基づいて家庭裁判所に請求するが、相続権喪失宣告制度では、相続権喪失に係る遺言がない場合は共同相続人等が家庭法院に請求することができる。

他方、相続権喪失宣告制度では、対象が被相続人の直系尊属に限定される上、被相続人には遺言を通じた請求しか認められておらず、相続廃除のように生前に家庭法院に請求することはできない。なお、相続権喪失宣告は家事訴訟事件の一類型として扱われ（附則第 4 条）、訴訟の前に調停を経る調停前置主義が適用される（家事訴訟法第 2 条第 1 項及び第 50 条）。

国会審議の過程では、直系尊属以外の相続人も相続権喪失宣告の対象に含めることが議論されたが、対象を直系卑属等にまで拡大した場合、代襲相続⁷の問題が発生し、更に議論が必要とされたため⁸、今回の法改正では直系尊属以外の相続人は除外された。

⁶ 相続権を喪失した場合は相続人ではなくなるため、相続人の権利である遺留分（民法第 1112 条）も喪失する。

⁷ 相続権を喪失した者等に代わり、その配偶者及び直系卑属が相続すること（民法第 1001 条及び第 1003 条）。

⁸ 이화실 「민법 일부개정법률안 검토보고」 2024.8, pp.13-14, 16-17. <<https://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=8415046B-DB90-4B9E-0455-9B0A2183E287&type=1>>